

令和 6 年 6 月 28 日

障害福祉サービス等事業者
(訪問系サービス、計画相談支援) 御中

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

障害福祉サービス等における輸送に係る名古屋市の取扱いについて

平素より、本市障害福祉行政にご協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきまして、厚生労働省及びこども家庭庁より「障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて」(令和 6 年 4 月 16 日事務連絡)(以下、「国事務連絡」といいます。)が発出されました。

国事務連絡を踏まえ、本市として以下のように整理しましたので、サービスの実施においてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 対象サービス

居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援移動支援、重度障害者等就労支援事業

2 自動車を利用する外出サービスの取扱いについて

【従前の取扱い】

- ・利用者本人が自動車を運転して外出する場合は、サービスの利用は認められない。
- ・利用者の家族等が運転する自動車にヘルパーと利用者が同乗し、サービスの提供を行う場合は、サービスの利用を認める。
- ・タクシー等にヘルパーと利用者が同乗し、サービスの提供を行う場合は、サービスの利用を認める。
- ・サービスの提供を行う事業者が運送を行う場合は、利用者から直接の負担を求めない場合であっても、有償に該当し、許可又は登録が必要である。従って福祉有償運送等の登録を受けていない場合、サービスの利用は認められない。

- ・サービスの提供を行う事業者が、福祉有償運送等の登録を受け運送を行う場合は、ヘルパーと運転手が異なる場合はサービスの利用が認められるが、運転手がヘルパーと同一の場合は運転中の報酬請求は認められず、乗車・降車の介助や目的地における支援について利用が認められる。

【新しい取扱い】

- ・利用者本人が自動車を運転して外出する場合は、サービスの利用は認められない。
- ・利用者の家族等が運転する自動車にヘルパーと利用者が同乗し、サービスの提供を行う場合は、サービスの利用を認める。
- ・タクシー等にヘルパーと利用者が同乗し、サービスの提供を行う場合は、サービスの利用を認める。
- ・サービスを行う事業者が運送を行う場合、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるもの（※本通知4を参照）は、有償の運送に該当しないため、道路運送法上の許可または登録は不要である。
また、自動車への乗車・降車の介助、また乗車中に介助を行う場合（運転手とは別にヘルパーと利用者が同乗する場合が想定される。）のサービス報酬が発生する場合でも、運送の反対報酬とはならないため、道路運送法上の許可または登録は不要である。
- ・サービスの提供を行う事業者が、許可または登録を要しない運送または福祉有償運送等の登録を受け運送を行う場合、ヘルパーと運転手が異なる場合はサービスの利用が認められるが、運転手がヘルパーと同一の場合は運転中の報酬請求は認められず、乗車・降車の介助や目的地における支援について利用が認められる。

3 留意事項

- （1）運転手とは別にヘルパーと利用者が同乗する場合（タクシー等を含む）
報酬算定のためには乗車中も実際に支援を行うことが必要である。単に同乗しているのみでは算定の対象とはならない。
- （2）運転手がヘルパーと同一の場合
この場合、運転中に利用者の支援を行う者が不在となることから、乗車中にも支援を受けることが必要な利用者に対し、この形態によりサービス提供を行うことは認められない。
- （3）居宅介護計画等への記載について
居宅介護事業所等は、自動車を利用した支援を行う場合は、居宅介護計画等に支援内容などと合わせてその旨を記載し、利用者の同意を得るこ

と。

(4) 実費の徴収、事故発生時における対応について

居宅介護事業所等は、自動車を利用した支援を行う場合は、自動車による運送に伴う実費の徴収の有無及びその内容、自動車を利用した支援に伴う事故が発生した場合の対応について、それぞれ重要事項説明書及び契約書に記載し、利用者に説明の上同意を得ること。

(5) サービス等利用計画（案）について

相談支援専門員は、モニタリングにおいて利用者のサービス利用状況を聴き取るとともに、自動車を利用した支援により必要なサービス時間が減少した場合は、サービス更新等に伴いサービス等利用計画（案）を作成する際にその内容を反映させ、漠然と長時間の決定が行われないよう留意すること。

(6) 従業者個人所有の自動車による支援について

事業者の指示により、従業者が個人所有の自動車により運送を行う場合であっても、有償に該当しなければ国事務連絡に基づき許可又は登録は不要だが、この場合であっても運転免許証や自動車検査証の確認を事業者において確実に行うこと。また、事故等が発生した場合の対応を念頭に置き、実施については慎重に判断されたい。

4 その他

運送に伴って利用者が事業者を支払う費用について、ガソリン代、道路通行料など実費に相当するものについては、「反対給付」に当たらないこととされているが、その具体的な例については国事務連絡の別添資料「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」を確認すること。

また、当該費用に関することを含め、個別具体的な運送が許可又は登録を要しない運送に当たるかどうかについては、障害者支援課では回答できないため、地域を管轄する運輸支局へ照会されたい。

5 参考資料

「障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて」（令和6年4月16日付 厚生労働省及びこども家庭庁事務連絡）

（認定支払担当）

TEL:052-972-2639

FAX:052-972-4149